



■新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組への協力をお願い

兵庫県では緊急事態宣言の発出を踏まえ、以下『感染拡大防止徹底要請』のとおり、感染拡大防止に取り組んでおり、兵庫県知事より協力の要請がありましたのでお知らせいたします。

感染拡大防止 徹底要請

1月13日、感染拡大状況を踏まえ、兵庫県に緊急事態宣言が発出されました。県では、200を超える発症数の継続、重症病床使用率が60%を超えるなど医療体制の非常に厳しい状況などから、次の取組を行うことにしました。

県民の皆様、特に若い方々には、緊急事態宣言下であることを強く認識していただき、県民のいのちを守るため、さらなるご理解、ご協力をお願いします。

営業時間の短縮等

- 飲食店は、20時までの営業、お酒の提供は19時までとすることを、特措法に基づいて要請します。
- 劇場、集会場、運動施設、遊技場などの施設は、20時までの営業、お酒の提供は19時までとすることについて、ご協力をお願いします。

外出自粛等

- 緊急事態宣言対象地域をはじめ、リスクのある場所への出入りを自粛、20時以降の徹底した不要不急の外出の自粛を強くお願いします。
- 毎日の検温、マスクの着用などの健康管理や換気を徹底してください。
- 発熱、息苦しさ、味覚の異常など症状のある場合には、出勤、通学等を控えると同時に、すぐにかかりつけ医などに電話で相談してください。

テレワーク等の推進

- 人と人の接触機会を減らすため、在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議などにより、「出勤者の7割削減」をお願いします。

イベント開催要件の見直し

- イベントは、人数の上限を5,000人、かつ屋内にあっては収容率50%以下に、屋外にあっては人と人の距離の十分な確保をお願いします。

皆さま一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。医療・福祉従事者の方々をはじめ、県民の皆さまの健康や暮らしを支えているの方々などには、心より感謝申し上げます。ともにこの難局を乗り越えましょう。

<p>■対象者 次の(1)~(4)の要件を全て満たす事業者の方</p> <p>(1)兵庫県内で食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている飲食店を運営していること</p> <p>※酒類の提供を行う飲食店限定ではありません</p> <p>(2)通常午後8時以降も営業している対象施設が、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)に短縮していること</p> <p>(3)令和3年1月14日(木)~2月7日(日)(県の要請期間)の全ての期間において、時短営業(休業を含む)をしていること</p> <p>※ただし、特別な理由により1月14日(木)からの時短営業が困難な場合は、遅くとも1月18日(月)午前0時から開始して下さい。</p> <p>(4)業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示していること</p> <p>■支給 1日あたり6万円/店舗×時短日数(最大150万)</p> <p>■支給時期・申請方法</p> <p>2月8日以降に受付を開始します。具体的な受付時期・申請方法は追って県HP等でお知らせします。</p> <p>※申請は令和3年2月8日以降ですが、申請に必要な書類や写真は、あらかじめご準備下さい。</p>	<p>■申請にかかる必要書類</p> <p>①申請書</p> <p>②運転免許証やマイナンバーカード等申請者本人確認書類の写し</p> <p>③通帳の写し(表紙と見開き1ページ目)</p> <p>【以下、時短営業施設・営業実態が確認できる書類】</p> <p>④確定申告書又は税務署への開業届(法人の場合は法人設立届出書)の写し</p> <p>※時短営業要請期間開始日の前日までに開業した店舗が対象</p> <p>⑤食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し</p> <p>⑥従来の営業時間が分かる書類</p> <p>⑦店舗掲示又は店舗HPに掲示した時短営業告知文の写真又は写し</p> <p>⑧屋号が確認できる店舗の外観及び内観写真</p> <p>⑨感染防止対策宣言ポスターを店頭に掲示していることが確認できる写真</p>
--	--

■お問合せ先
営業時間短縮・協力金コールセンター
電話：078-362-9844
受付時間：平日 午前9時~午後5時

※その他、詳細等は兵庫県のHPにてご確認ください

■商工会事務局からのお知らせ

<p>商工会では新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発出を受け、感染防止対策として事務所を1階と2階に分散して、業務を行っています。</p> <p>会員の皆様には、ご不便をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>職員配置：右記参照 分散期間：2月5日(金)まで(予定) その他：ご来館の際は右記を参考に各フロアに分かれて、ご入室ください</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">2階</th> <th colspan="2">1階</th> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>小村崎</td> <td>総務課</td> <td>加藤 廣田 川根</td> </tr> <tr> <td>経営支援課</td> <td>寺本 西岡</td> <td>経営支援課</td> <td>柳 北島 波部</td> </tr> <tr> <td>地域支援課</td> <td>谷川 岸本賢</td> <td>地域支援課</td> <td>岸本友</td> </tr> </table>	2階		1階		事務局長	小村崎	総務課	加藤 廣田 川根	経営支援課	寺本 西岡	経営支援課	柳 北島 波部	地域支援課	谷川 岸本賢	地域支援課	岸本友
2階		1階															
事務局長	小村崎	総務課	加藤 廣田 川根														
経営支援課	寺本 西岡	経営支援課	柳 北島 波部														
地域支援課	谷川 岸本賢	地域支援課	岸本友														
<p>主な対応 補助金・助成金各種 ビジネスプラン作成 税務相談(一般的なもの) 固定資産減免手続き カード会ポイント手続き</p>	<p>主な対応 金融の相談(コロナ含む) 創業の相談 保険・共済等手続き 労働保険事務 会費・手数料等の支払</p>																

■個人事業所の確定申告

「所得税」確定申告 申告・納税期間
令和3年2月16日(火)
~ 3月15日(月)
*口座振替日 4月19日(月)

「消費税」確定申告 申告・納税
3月31日(水)まで
*口座振替日 4月23日(金)